総務企画委員会行政視察報告書

1 視察日程 令和6年1月31日(水)から 令和6年2月1日(木)まで

2 視察先及び項目

(1) 岐阜県各務原市 おくやみコーナー (死亡に伴う各種手続きのご案内)

について

かかみがはら寺子屋事業について

(2) 愛知県豊川市 公契約条例について

町内会電子回覧板「結ネット」導入の実証実験につい

7

3 参加者 委員長 沖浦 あつし

副委員長 水 上 洋 志

河 野 麻 美

村 山 ひでき

斎藤康夫

小 林 正 樹

渡辺大三

同 行 廣 田 豊 之(広報秘書課長)

森 純 也(市民課長)

随 行 渡 辺 知 子(議会事務局)

4 視察概要 別紙1のとおり

5 視察収支報告 別紙2のとおり

【視察日程】令和6年1月31日

【視察先】岐阜県各務原市

【視察項目】おくやみコーナー(死亡に伴う各種手続きのご案内)について

【視察目的】

小金井市においても設置の要望があった「おくやみ手続窓口」が令和6年1月22日に 開始した。本事業を先進的に実施している各務原市の運用状況や課題等を視察することに より、小金井市の手続きの簡素化による市民サービス向上を目的とする。

【事業の概要】

令和5年4月より導入した「おくやみコーナー」の設置の背景として、それ以前の令和3年9月から「総合案内システム」を導入し、死亡届を受理した際に必要な手続きの案内文書をご遺族に配布する取組やその手続きの申請書の自動作成を行い、いわゆる「書かせない・迷わせない・漏れない」をコンセプトにした市民サービスは既に始まっていた。おくやみコーナーを設置することによって唯一残っていた「回らせない」をコンセプトにしたワンストップ窓口を実現している。

各務原市に住民登録があった死亡者のご遺族を対象に、市役所本庁舎1階市民課カウンターにおくやみコーナーを設置。来庁予定日の3開庁日前までに予約をすることで、庁内での手続き全般(年金等一部例外あり)を市民課特設カウンターで行う。一日の枠は、最大4組(1枠1時間~1時間30分)とし、令和5年度の利用実績(4~11月)370件と全枠数に対して56%の利用率、半年余りで年間死亡者数に対して3割を超える利用件数となっている。

各課からのマニュアルをもとに、市民課職員が手続き全般を一手に対応する方式をとっているため、市民課は予約情報を共有し、LoGoフォームにて各課からの手続き有無の回答を確認し、手続一覧に反映している。そして各課から提出された申請書を共有フォル

ダにて確認、印刷し、来庁当日の応対に備えている。

市民目線では、1か所で短時間に手続きを終えることができるようになったことが最大のメリット。また、申請人が限定される手続きで、当人が窓口に来られなくても後日郵送を可能としており、利用者の苦情やトラブルはほぼ無い状況であった。一方、職員目線では、各課の窓口業務量は減ったが、市民課



の業務量は増え、10月から職員1名増員している状況であった。

【所感、課題等】

委員1

令和3年9月に導入した総合窓口システムで「書かせない」「迷わせない」「漏れない」窓口を実現させたのに更に「回らせない」窓口を目指す姿勢が素晴らしい。ワンストップ窓口で基本的に一人の市民課職員が全てに対応する方式にも驚いた。まだ導入したばかりであり、当日のうちに手続きを完了させたいがために各課を自ら回る方式をとる市民も約半分いるとのことだが、コーナーの存在が広く認知されるとともに改善されるであろう。委員2

令和3年から「書かせない・迷わせない・漏れなく」の総合窓口システムで対応をされており「回らせない窓口」の検討から令和5年にワンストップ方式が導入された。一部手続きを除き、事前に各部署と連携し、共有フォルダに準備を一人で対応。事前に各部署のマニュアル整備もある。かなりの負担増だと考えるが現時点では人員の変更はないとのこと。本市においては始まったところであるが、参考にして次のステップも見据えてほしい。委員3

ワンストップ方式窓口を今年度より開始する前から、「総合窓口システム」により申請 書や案内文書を作成し、ご遺族に配布していた点は先進的で、各課から必要な手続きを漏 れなく集約できるかが重要である。また、市民課が庁内の全手続きを担当し、各課のマニ ュアルで対応する点は、リレー対応と比較して業務負担が市民課に集中するなど、本市が 今後ワンストップ方式を目指す際に、市民サービスの質の向上の観点での検討材料であ る。

委員4

各務原市のおくやみコーナーは、「書かせない、迷わせない、漏れない、回らせない」をコンセプトとしてワンストップ窓口を導入している。死亡届を提出した後にWEBまたは電話にて予約する。予約枠は1日最大4組の受付枠がある。担当職員の知識と経験を積ませる必要がある。小金井市の場合はウォークラリー方式であるが、実績を積んだ後ワンストップ方式への移行を視野に入れ、どちらがより市民のためになるか研究して欲しい。委員5

「書かせない」、「迷わせない」、「漏れない」、「回らせない」をコンセプトにワンストップ形式でコーナーを設置している。窓口対応の担当はすべて市民課の正職員で、係長1名、係員5人の体制である。一部複雑な事案は、担当課職員がコーナーに来て対応する。担当課の業務量は減ったが、市民課の業務量は増えた。今後は、人員配置の適正化が課題となるようである。小金井市も早期にワンストップにすべきだ。

委員6

小金井市のおいても1月22日からウォークラリー形式でおくやみコーナーを開始したばかりだが、各務原市では「書かせない」、「迷わせない」、「漏れない」、「回らせない」をコンセプトにし、市民課内にある専用ブースで1人の職員が担当するワンストップ窓口

を採用している。市民から予約が入った時点での庁内共有や各担当課でマニュアルを作成 し市民課に情報を集約するシステム等本市でも参考にしたいと感じた。

委員7

おくやみコーナー実施以前から「書かせない」窓口、「迷わせない」窓口、「漏れない」 対応できる窓口を総合窓口システムの導入で実現してきたことは市民サービス向上への 市の姿勢が表れていると感じた。おくやみコーナーは、ワンストップ対応で本来はこうし た対応が必要であると思う。市民課職員で対応していることは、負担も多いと思うが、他 課との連携や諸手続きの案内などに関し重要だと感じた。本市の取組に生かしていきた い。

【視察日程】令和6年1月31日

【視察先】岐阜県各務原市

【視察項目】かかみがはら寺子屋事業について

【視察目的】

市内小中学生を対象として、企画政策課を中心に庁内横断的な施策展開をする各務原市の実施状況等を視察することにより、小金井市のシビックプライドの醸成を目的とする。

【事業の概要】

市長のマニフェスト"子ども寺子屋事業の創設"をもとに、地域で活躍できる人材を育成するとともに、郷土愛を醸成することを目的とした各務原寺子屋事業(3事業)が平成26年度よりスタートした。

・各務原ものづくり見学事業 ・ふるさと歴史発見事業 ・基礎学力定着事業

平成27年度から1事業拡充 ・福祉体験学習事業

庁内縦割りの取組ではなく、横断的に横串を入れ事業を深化させるために平成28年度より事業を再編し、「かかみがはら寺子屋事業2.0」へ2事業拡充

・レッツトライイングリッシュ事業 ・子ども起業家育成講座事業

令和元年度から1事業拡充 ・放課後こども教室事業

令和5年度から1事業拡充 ・夢チャレンジ事業

かかみがはら寺子屋事業とは、①未来を担う子どもたちに「夢や目標」を持って成長してほしい、②郷土への「誇り」を持って成長してほしい、③「基礎学力」をしっかりと身につけてほしい、④体験活動を通じて「豊かな心」を養ってほしいという4つのコンセプトの下、地域資源を活用し、市内大学の学生、市内企業の経営者、教員OB、教員志望の大学生や地域の方々とともに子どもたちを見守り、育て、夢を育む環境を作り上げる事業である。本事業に参加している子どもたちが、将来就職を考えるときに「かかみがはらで育ってよかった」という愛着をもち、市内の企業等でいきいきと活躍する姿や、何らかのかたちで「かかみがはら」というまちと繋がりをもってくれることを目指し、長い目で見た取組であり、各分野の担当する部署との連携を図りながら、年々本事業の拡充を図ってきている。

実施年度によっては参加倍率が5倍になるコースもあり、特に体験ができるコースで参加者の満足度が高い結果となっている。近年は、部活や習い事等で小中学生の参加が以前よりも難しくなっており、ここ数年で始めた事業や長期の講座等は応募者が少ない状況にあるため、各事業に携わる関係課で連携し、新たなコースの創設や、これまでのコース内容の見直しを図ることによって、子どもたちにとってより良い経験・体験の場を提供できるように取組んでいる。

【所感、課題等】

委員1

市内小中学生のシビックプライド醸成に効果的な施策という印象。歴史だけでなく文化芸術や自然環境にも触れることができるメニューはまさに地域資源の全活用といった趣。小金井市には野川や公園の自然、理解ある事業者や農家や市民団体、歴史ある文化芸術も揃っている。さらに出張出前講座等を応用すれば、小規模ながらも導入しやすい取組と感じた。また、ららら学習室は学習習慣が自然と身につくために有効な事業だと評価したい。委員2

市長のマニフェストがきっかけで始まった事業。大きくは二つあり、学習を支援する「基礎学力定着事業」は地域人材を上手に生かした取組となっている。一方の「夢チャレンジ事業」はリーダー育成を目的としたものであり、市が子ども達に対する期待を表すものである。5つのコースはそれぞれに魅力のあるものとなっている。本市だと市民団体などが行っているような事業を市が丸抱えでやっている姿勢については驚かされる。

委員3

シビックプライドの醸成や地元企業に就職するなど地域で活躍できる人材を育てるコンセプトの本事業の取組事例は、投資的な要素が多分にあるため、長期的スパンで考えていかなければならない。行政効果をどの時点で検証できるかの指標は設定しづらいため、自治体によっては取り組みづらい事業であるかもしれない。しかし、そのような取組を続けていくことこそが、その自治体のまちの魅力やPRにつながる好事例であると考える。委員4

寺子屋事業は5つの柱としているが、私なりの分類では、「基礎学力定着事業」と「夢チャレンジ体験事業に」分けている。学力(テストの点数)より学習力(自ら考え自ら学ぶ)を育成できる注目すべき事業と思っている。「福祉体験学習」、「ふるさと歴史発見」、「ものづくり見学」、「地域ふれあい」に加え、小金井市では「エキスパート体験」としてトップアスリートや音楽家を招聘し、限界を極めた人間の姿を体験させたい。

委員5

非常に意欲的な取組で、大変参考になった。きっかけは市長マニフェスト。地域で活躍できる人材の育成、郷土愛の醸成を目的として、複合的重層的に子どもの「学び」、「成長」をサポートしている。縦割りバラバラではなく、組織横断的に横串を入れ、事業を深化させている。小金井市においても、市長部局、教育委員会の連携をより緊密にし、他市に誇れる事業をラインナップしていただきたい。

委員6

市長のマニフェストをもとに、地域で活躍できる人材を育成するとともに、郷土愛を醸成することを目的に始まった寺子屋事業。市内の様々な分野で活躍する人材、企業、産業や施設等の地域資源を活用し様々な体験活動や基礎学力向上のための事業を行っている。「ものづくり事業」に参加した子が見学した企業に実際に就職した事例もあり、事業を更

に拡充させるため庁内で横断的に取組む体制整備等も印象的だった。

委員7

市全体として、事業におけるコンセプト、子どもたちの成長に関しての考えをしっかりと共有していることは重要だと感じた。基礎学力定着、福祉体験学習、ふるさと歴史発見、ものづくり人材育成、地域ふれあいの事業を組織の縦割りではなく、産業、福祉、教育の各分野を担当する部署が連携して取り組んでいることは学ぶ点があると思った。学校教育だけではない学びや地域とのつながりをつくるものとして今後の参考にしていきたい。

【視察日程】令和6年2月1日

【視察先】愛知県豊川市

【視察項目】公契約条例について

【視察目的】

建設業はじめとした様々な分野で、労働環境の整備、処遇改善と人手不足解消などが課題とされている。市が発注する公契約において、透明性、公平・公正性を確保し、労働者の適正な労働環境の整備と事業者の健全な経営環境を確保し、地域経済の健全な発展をはかることが望まれる。本市においても過去、公契約条例制定が課題とされた経過を踏まえて、今後の検討に生かすことを目的とする。

【事業の概要】

1 公契約条例制定の経過

平成26年に国において、「担い手3法」が制定されたこと、また、その後の議会での一般質問で要望されたことを受けて検討が始まった。庁内の内部組織「公契約のあり方検討委員会」を設置して検討を進めてきた。平成29年に「豊川市の公契約に関する基本方針」を策定し、入札・契約制度改革を実施。平成30年に公契約条例の制定について議案提出、同年9月定例会で全会一致で可決した。

2 公契約条例の目的

公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者の責務を明らかにし、公契約の適正な履行及び労働者の適正な労働環境の確保を図り、地域経済の健全な発展と市民の福祉増進に寄与することとしている。

- 3 公契約条例の特徴
 - ① 下請業者などの事業者にも効果を波及させるために条例を制定した。
 - ② 労働報酬下限額を設定。市が発注する工事や業務委託の公契約に従事する労働者の 労働環境が整備されるとともに、事業者にとって優秀な担い手の確保や育成が経営力 の向上にもつながるとしている。
 - ③ 労働環境確認書の提出を求め、労働者の適正な労働環境が確保されていることを確認している。
- 4 条例の効果

事業者の労働環境に対する意識向上につながる、労働者賃金の底上げにつながる、最低賃金程度の支払いがされている非正規労働者の賃金が保証される、地域経済の活性化につながると考えられるとしてる。

【所感、課題等】

委員1

労働報酬下限額は低めに設定しスタート。その一方で工事請負契約は公共工事設計労務 単価の75%からスタートし2年ごとに上昇させ現在は78%という。条例の対象となる 特定公契約の割合は令和4年度で工事請負契約28件(全体301件)、業務委託18件 (全体196件)である。全体の一割弱ではあるが職場で労務者が記載内容を閲覧するこ とができる労働環境確認書の提出とともに労働環境の整備を担う効果があると確認でき た。

委員2

地域経済の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的とする「豊川市公契約条例」が制定されたのは平成31年。丁寧に進めて来られ、制定後も現場でアンケートをとるなど周知徹底のためにご努力を重ねておられた。日本全体の賃上げなどへの対応に苦慮されている部分も感じたが、重要な条例である。議会での異論は殆ど無かったとのこと、2次産業の就業人口比率が小金井市の三倍という実態も大きく影響をしていると言える。委員3

本視察を通じて条例策定の背景やポイントを確認でき、理解が深まった。条例の実効性を高めるための課題は、労働報酬下限額の設定及び公契約審議会を設置するかどうかの点、複数年契約の業務委託契約に当該条例を当てはめ得るのか否かの点、市内の雇用の改善につながる条例にするための工夫ができるかの点が挙げられる。

委員4

条例制定のきっかけのひとつは、議会での質問だったということである。私も以前に質問したが、条例制定には至っていない。公契約条例の重要な要素は、「①適正な労働報酬を規定」することと、「②適正な労働報酬を確実に支払う」ことである。豊川市では、①は職種ごとの報酬下限額を規定している。②は立ち入り調査、アンケート、労働者からの申出制度が制定されている。小金井市でも早期制定を目指すべきである。

委員5

議会の一般質問を契機として制定への準備が始まった。具体的な検討は内部組織である「公契約のあり方検討委員会」で進められた。条例の特長としては、いわゆる「労働報酬下限額設定型」となっていることである。現今の社会経済状況で言えば、それなりの労賃を支払わないとマンパワーが確保できない状況であるが、逆に言えばセーフティーネットとしての本条例を制定しやすいと言えないこともない。

委員6

本条例は市が発注するすべての公契約について透明性・公平性の確保と競争性の向上を 図ること、また労働報酬の下限額を定めており、事業者の労働環境に対する意識向上や労 働環境の改善、非正規労働者の賃金保証、担い手の確保や地域建材の活性化等の効果があ るとの話だった。小金井市においても、今後どのような在り方が必要なのか検討の余地が あると感じた。

委員7

豊川市における公契約条例は、①下請業者などの事業者にも効果を波及させる、②労働報酬下限額を最低賃金に1%上乗せで設定している、③労働環境確認書の提出を求めていることなどに特徴がある。効果として労働環境に対する意識向上、賃金の底上げなどがあげられ、労働環境整備、建設業や委託事業等における人手不足の解消などに資するものであると感じた。本市においては過去に、計画が中止となり、改めて検討が必要だと思った。

【視察日程】令和6年2月1日

【視察先】愛知県豊川市

【視察項目】町内会電子回覧板「結ネット」導入の実証実験について

【視察目的】

町内会電子回覧板を実証実験から本格的に導入した豊川市の取組みと運用状況やその 効果等を視察することにより、加入率が3割台である小金井市の町会自治会への加入促進 や活動の活性化を目的とする。

【事業の概要】

市内に185の町内会、31連区が存在し、町内会加入率は令和5年4月時点で68.3%と、10年前から10ポイント加入率が減少している。活動者の減少、役員の負担、役員の担い手不足が顕著になってきている現状の中で、①幅広い世代に活動内容や加入のメリットをアピールすること、②運営の負担軽減、③働きながら活動できる環境の整備、を解決する糸口としてICT導入を検討。市長のマニフェストに則り、「町内会加入率低下対策庁内プロジェクトチーム」を設置し、モデル町内会とその加入世帯に電子回覧板導入研究事業(実証実験)を行った。(令和3年7月1日~令和5年3月31日)また、従来の紙の回覧板も同時に行っている。

実証実験前の参加町内会の決定や協力要請の場面では、町内会役員のICT活用に対する理解度、スマホに慣れない高齢者への対策、費用負担に対する理解がポイントとなった。

また、実証実験開始後は、導入促進の一環として地元の大学生や高校生を中心とする町内会 I C T ボランティアから高齢者にアプリのダウンロードや利用方法を教えたり、町内会の要望で、メニューや機能の追加を行うなどの調整をした。

電子回覧板「結ネット」でできることは、町内会行事の案内・防災防犯に関する情報・地域の情報発信・町内会への問合せや要望の発信・子ども会や老人会の情報など多岐にわたる。

電子回覧板のメリットとして①労力の削減(負担軽減)、②住民の意見集約が簡単にできる点、③紙の回覧板と異なり過去の回覧情報をいつでも確認できる点、④おくやみ、不審者出没、通行止め情報等の素早い共有が可能な点、⑤安否確認、避難情報や住民からの救助要請等、災害時にも役立つ点が挙げられる。令和5年6月豪雨の際に、町内の被害状況の発信や浸水家屋の消毒申請を町内会で集約した実例がある。また、実証実験を通じて紙の回覧板を辞退する世帯が現れ、作成や配布の負担減につながっている。

令和6年1月現在で、市内全185町内会のうち36町内会で本事業に参加、登録世帯数は約6,110世帯(市内町内会加入世帯54,600世帯)、登録者数約8,010人

一方、課題として町内会で持続可能に自走できるための支援(負担経費等の財源面と技

術面の支援)を検討し、町内会回覧板「結ネット」応援事業所として企業からの協賛、市

が地域コミュニティICT活用促進事業補助金を創設、協定事業所によるスマホ教室の開催、町内会ICTボランティア約30名の協力や連区長会の情報交換会を開催している状況であった。

このように電子回覧板の活用促進は、運営の省力化、充実化及び住民の参画促進につながり、最終的には地域コミュニティの活性化へ導く有効な手段として取組んでいる状況であった。



【所感、課題等】

委員1

町内会加入率低下の回復策として電子掲示板の活用を採用したという点が重要。予算額は二年間で510万円(今年度120万円)という少額であるが、町内会役員の労力の削減、意見集約の簡素化、過去情報の保存、迅速な情報共有、災害時の有効性といったメリットがあり、小金井市の地域コミュニティ活性化策に成り得る。導入の際は応援事業所による財政面の支援、ICTボランティア活用による技術面でのサポートを参考にしたい。委員2

回覧板を単に電子化するというものだと考えており、リアルな交流の低下について懸念を感じていた。実際には、おくやみ・不審者・事業当日の連絡など素早い情報共有手段として、総会での意見集約、災害時の利用など活動に付加価値を付ける有効なツールであることが理解できた。自己負担については応援事業所を募って補助金で対応していることも参考になった。役員の負荷が軽減される一方で情報発信者の手間は二重になる部分もある。

委員3

町内会の負担軽減を目指す電子回覧板によって、本来の用途に加えて地域の交流を促進する効果があり、さらに、応援事業所37社からの寄付や協賛が町内会を支えていることが特出している。その延長線上に、魅力ある町内活動のために専門家(アドバイザー)、若者参加、まちづくりコーディネーターの人材バンクなど様々な角度からの支援が存在し、重層的な町内会支援の取組をされる先進自治体で学ぶ要素が多分にあった。

委員4

豊川市内の町内会の現状は、活動者の減少、役員の負担、役員の担い手不足である。これは小金井市ではより深刻な状況である。豊川市では、解決の糸口としてICT導入の実証実験に至った。機能は従来の回覧板機能を超えたものができる。町内会の行事、防災犯罪情報はもとより、ゴミカレンダー、町内会への問い合わせ・要望の発信、子供会や老人

会の情報等様々なことができる。課題は発信する人のスキルとアプリの費用である。 委員 5

市長のマニフェストが導入のきっかけとなった。町内会の組織率向上のため、役員等の 負担の軽減に主眼を置いている。導入に向け、町会役員への技術支援として、ICTボラ ンティア制度を持っており、高校生や大学生30人ほどが登録している。導入経費の財政 面で特長的なのは、応援事業所が37事業所もあることである。小金井市においても、町 会組織率の低下は課題であり、導入に向けた実証実験を進めていくべきだ。

委員6

市長のマニフェストから町内会の加入率増加プロジェクトチームの立ち上げを行い、地域コミュニティの活性化と住民の利便性向上を目指して電子回覧板の実証実験を行った。 財源確保や町内会長が高齢の場合、第一歩が踏み出せず苦労したとのことだが、回覧板配布労力の削減、行事等の意見集約の容易さ、過去の情報が残る、おくやみ情報等の共有、災害時の安否確認等様々なメリットがあり、本市でも参考にしたい取組だと感じた。

委員7

「町内会加入率低下対策庁内PT」において、加入率低下対策の調査・研究を進める中、電子回覧板の実証実験に至ったとのことだった。電子回覧板のメリットとして、①労力削減、②意見集約、③過去の情報が残る、④情報共有、⑤災害時に役立つことが示され、地域の中で、色々な情報を共有することでつながりをつくることができる点など、活用により様々な効果があることがわかった。スマホ等を使えない人への支援が必要だと感じた。

収 支 報 告

〈内 訳〉委員旅費 @ 43, 700円 × 7人 = 305, 900円

1人当たり旅費 交通費 23,200円

宿泊費 14,900円

日 当 5,600円

職員旅費 @ 41, 700円 ×1人 = 41, 700円

1人当たり旅費 交通費 23,200円

宿泊費 14,900円

日 当 3,600円

2 執行額 346,080円

〈内 訳〉 交通費 184,080円

宿泊費 119,200円

日 当 42,800円

3 差 引 残 1,520円

※ 公用車での送迎により鉄道を使用しなかったため。